

クライアントとの関係から見る法廷通訳人：通訳人の法廷内位置に関する一考察

著者	毛利 雅子
雑誌名	研究論集
巻	97
ページ	225-236
発行年	2013-03
URL	http://doi.org/10.18956/00006091

クライアントとの関係から見る法廷通訳人 — 通訳人の法廷内位置に関する一考察 —

毛利 雅 子

要 旨

アメリカやオーストラリアなどの通訳研究先進国では、法廷通訳人の役割、法廷内でのクライアントとの物理的位置、またクライアントの権威や権力がコミュニケーションに与える影響などに関する研究が既に進んでいる。しかし、裁判所をはじめとする法廷参加者は、依然として通訳人を単なる「言語の置き換えマシン」と認識しているのが現状である。日本の法廷通訳人は1人で最大6人のクライアント（通訳を必要とする立場）に対応しなければならず、「言語の置き換えマシン」としての状況はさらに厳しいものとなっている。

本研究ノートでは、Goffmanの参与フレームワーク、Faircloughのゲートキーパーの役割論、Galloisらのコミュニケーション調整理論をベースに、日本とアメリカでの法廷レイアウトを用いて、日本における法廷通訳人の現状を分析すると共に、今後の課題を提示する。

キーワード：法廷通訳人、参与フレームワーク、フッティング、コミュニケーション調整理論、ゲートキーパー

1. はじめに—通訳者とは

通訳者の存在はギリシャ時代における神と人間との交信にさかのぼるほど古いが、一般に通訳者と言えば、異言語間でのコミュニケーションを仲介し、あるいは2か国語間の言語転換を行う者と考えられている。したがって、外国語を学んでいれば、あるいは帰国子女や留学経験者であれば、通訳は出来るだろうと思われがちである。Angelelli (2003)によれば、「通訳者は会話に関係する存在ではなく、むしろ導管モデルと同列の『言語転換オペレーター』として考えられている」(16) ことが多い。つまり、単なる言語（単語）の置き換えマシンという考え方がまだ顕著に存在しているのである。

しかし、外国語が出来ることと通訳が出来ることは必ずしも一致しない。むしろ、会話は出来ても通訳は出来ないということも見受けられる。通訳者に求められるものについて、石井ら(1996)による以下の通訳の定義を見ると、会話と通訳の違いは当然のことであろう。

理解した内容を異文化フィルター（異文化間における意味の整合性調整プロセス）の中で文化的文脈を考慮し、それを別の言語に記号化して口頭で表現する (188)

①最低二言語に精通していること。②各言語の文化的背景を十分理解していること。③コミュニケーションのプロセスについて理解していること。④専門知識、背景知識に詳しいこと。⑤訳出力、表現力に優れていること。⑥強靱な精神力と柔軟性（集中力、判断力、協調性など）があること (189)。

鳥飼 (2005) は、翻訳と通訳の詳細な定義を対比させ、異言語間の橋渡しとしての役割を以下のように明確に示している。

「翻訳」は英語では“translation”であり、ラテン語のtrans「別の場所へ」+late「運ぶ」が原義である。この語は2種類の定義を有する。一つは、翻訳も通訳も含めた包括的な語義であり、いま一つは、書記言語の翻訳を指す狭義の意味である。翻訳者を英語ではtranslatorと呼ぶが、この単語も場合によっては、通訳者を含むことがある。音声言語を訳すことは、英語では“interpretation”と言う。動詞の“interpret”はラテン語の「説明する」に由来し、inter「～の間」+pret「仲介者」ということから「二者間の仲介者としてふるまう」が原義である。英語における「翻訳」「通訳」の共通した意味は、「解釈」である (25)。

例えば、A言語とB言語の使用者がいて、お互いに双方の言語を理解しない場合を想定する。この2人が意志の疎通を図ろうとする場合、必要とされるのが通訳者である。だが、ここで通訳者に期待されるのは、単にA言語をB言語の記号（もしくはその逆）に置き換えることだけではない。相手、つまり他者に対して明確に意図やメッセージが伝わってこそ、コミュニケーションとなる。通訳者はコミュニケーションの確立を確認して、初めて役割を果たしたことになる。

これは、Wadensjö (1998) による「通訳者は、語られたことが全て理解されるようにするために必要な存在であり、その役割はデリケートなもの」(105) という定義を十分説明するものであろう。また、会議通訳者養成の第一人者として名高いセレスコヴィッチ (伊藤訳) (2009) も、通訳者の役割を以下のように論じている。

スピーチの語句を機械的に置き換えるのではなく、通訳ではこれらの語句は忘れるのである。メッセージの言語表現は無視して、通訳者は聞いたことの内容分析に努力を集中しメッセージを余すところなく理解する。通訳者の分析はメッセージに対しての働きかけ、

言い換えれば自身の反応を意識することでもある。理解は通訳作業の副次的な要素だったり、通訳者がいわば知的な贅沢として「わざわざ」することではなく、通訳術の基本そのものなのである。通訳するとはまず理解することである、とすることができる (55-56)。

加えて、セレスコヴィッチは「通訳の分野はコミュニケーションであり、発言者のメッセージを分析し、聞き手に分かりやすい形で表現すること」(9) と定義し、Hatim and Mason (1990) は、翻訳者（通訳者）は「単なるバイリンガルではなく文化の仲介者でもあり、文化が異なる中での困難を克服し、差を縮めていく存在」(223-24) で、「言語的・文化的壁を越えて2つの団体の間のコミュニケーションを取る役割である。」(1997:14) と定義している。

つまり、異言語間・異文化間コミュニケーションは通訳者を通して可能となり、通訳者の視点から見れば、彼ら自身こそがコミュニケーションの中心に存在しているのである。

2. 日本における法廷通訳人

通訳者と一口に言っても、会議通訳、商談通訳、放送通訳から、イベント通訳、スポーツ通訳、司法通訳、医療通訳などに至るまでさまざまな形態がある。その中で近年、コミュニティ通訳が注目を浴びるようになってきており、コミュニティ通訳研究のみに集約したCritical Link (<http://criticallink.org/>) という団体が1992年に設立され、国際会議も3年に1度開催されるようになってきている。

コミュニティ通訳とは、その名の通りコミュニティの中で活動する通訳だが、Chesherら (2003) はCritical Linkを通じてコミュニティ通訳の役割を以下のように定義している。

既に、コミュニティにおける通訳の定義は数多くあるが、本委員会は通訳者がモードやチャンネルよりもコミュニティという点をより強調した定義を追求した。それにより、『コミュニティベースの通訳』(CBI)という新定義を生み出した。その定義は以下ようになる。CBIは、コミュニティでの日常もしくは緊急時に発生する通訳を包含するものである。可能性のある状況として、医療、教育、社会サービス、司法、ビジネスを含むものである。(276)

コミュニティ通訳の一分野である司法通訳は、日本においては、日本語を解さない被疑者、つまり日本の司法制度によって何らかの法律違反を疑われる者と日本の司法の間に立って、真のメッセージの伝達を請け負うものであり、入国管理や税関、また犯罪発生時、さらには警察による捜査・逮捕から検察による起訴、そして公判、また判決・刑の確定に至るまでの刑事手

続きプロセスのすべての段階で必要とされる存在である。

こういった状況で、通訳に従事する者を司法通訳人と総称するが、実際には、通訳人は司法の場で使用される文書を翻訳することも多く、「通訳翻訳人」という名称が『法務通訳翻訳という仕事』(津田守編2008)の中では使用されている。但し、裁判所では「法廷通訳人」という呼称が一般的に使用されていることから、本論文では以後、役割としての法廷通訳翻訳人を指す場合には、「法廷通訳人」を使用する。

法廷通訳人の労働環境について、Hale (2007) は次のように述べている。

1. 通訳時に必要な情報面においても、通訳を必要とする当事者から信頼をおかれていないような扱いを受けている。(8)
2. 通訳人は単に言葉を置き換えているだけだから、事前の資料公開や情報開示は不要だと考えられている。(145)
3. 通訳人は事前に十分情報を得て準備することも許されないまま、法廷という制約の多い場で即座にその場で聞いた談話を他言語で伝えるという役割をこなしているにも関わらず、その困難さは誤解されているか、もしくは意識されていない。(97)

Berk-Seligson (1992/2000) も同様に、「通訳者は、まるでコンピューターのような通訳・翻訳マシンで、必要な時に電源につなげれば良い様なものという扱い」(55)を受けていると述べ、さらにAngelelli (2003) は「言語通訳者は、共通言語を持たない2者間の『見えない』言語運用者として考えられることが頻繁である」(16)と現状を分析している。

この状況は日本でも同様である。通訳人はあくまで外部者であり、検察官・弁護士と異なり法律の専門家ではないという意味でアマチュアという扱いをされており、公訴に関する一切の文書・情報の事前開示が行われぬ。通訳人が入手出来るのは、公判に直接関係する起訴状などの文書のみで、事件背景・取調べ供述調書、証拠書類などは閲覧も許されないまま法廷に臨まなければならないのが現実である。

3. 参与フレームワークから見る法廷通訳人

3.1 参与フレームワークとフッティング

国際政治における首脳会談等に見られるように、本来なら、クライアント（通訳を必要とする立場）が異なれば、通訳人もクライアントの数だけ必要である。クライアントの意図に沿う通訳を行うという意味も含め、クライアント毎に通訳が付くのは国際会議では常識である。しかし、多数のクライアントが存在するにも関わらず、法廷に配置される通訳人は1人である。

そして、弁護士、検察官、裁判官、被告人、証人（検察側証人、情状証人）、加えて裁判員制度であれば裁判員の6者全てがクライアントになり、しかもどのクライアントに対しても通訳人は中立でなければならない。同時に、通訳を行うにはクライアントの談話を正しく理解すると共に、言語の背景にあるクライアント各々の文化的・社会的・法的要因に対応することが必要である。さらに、談話理解は談話における相互作用の理解、つまりある談話によって相手の談話にどのような影響を及ぼすのかという理解をも含む。したがって、通訳人は1人で、全クライアントの談話の意味を中立な立場で正しく理解し、そこに生じる相互作用をフォローした上で意味（メッセージ）伝達を行わなければならない。

では、この多数のクライアントと1人の通訳人という法廷での関係について、Goffmanの理論と鳥飼の通訳者論を追ってみる。

鳥飼(2007)によると、Goffman(1981)は、人間の会話(talk)には「聞き手」と「話し手」が存在し、「聞き手」には正規の聞き手と正規でない聞き手がいるとした(131-33)。また、「正規の聞き手」には、直接話しかけられている聞き手と直接話しかけられていない聞き手がいるとした(128)。さらにGoffmanは、話し手と聞き手の関係に対応して話し手が役割を変えることにも触れ、人間のトークにおけるそれぞれの参与の立場と参与のフレームワークに着目した(137)。

加えて鳥飼は、Goffmanの参与フレームワークに言及しつつ、通訳者の役割を以下のように説明している。

「盗み聞き」でも「立ち聞き」でもなく、通訳する目的を持って「正規の聞き手」として発言を聞くわけであるが、耳元でささやくウイスパリング通訳をしている姿は、「盗み聞き」さながらである。(中略)「話し手」に関してもゴフマンは、(中略)三種類の機能を提示する。口を動かして声を発し音を伝達するだけの「発生体(animator)」、言葉を選択して実際に発話を作り上げ表現する「作者(author)」、そして、発せられた言葉に責任を持つ「本人(principal)」という異なった役割である(233-34)。

通訳者は「聞き手」と「話し手」の両方であり、そのフットイング(footing)は刻々と変わる。また鳥飼はGoffmanの理論と通訳者の関係を分析し、「あくまでも、〈話し手—通訳者—聞き手〉という三者二言語の枠組みの中で、(中略)対話者の間に立ち、正規の聞き手としての立場が曖昧な『話しかけられていない聞き手』としてトークに参加する通訳者は、通訳をする際には『発声体』として機能するのであるだろうか？それとも『作者』の役割を果たすのであるだろうか？」(235)と問いかけをしている。その上で鳥飼は、「通訳者は、発言者になりきって、発言者の気持ちを代弁することが使命」(235-36)だとしている。つまり、「通訳をしている間の通

訳者は、もはや自分ではなく、その時に発言している他人になりきることを要請される」(236) わけで、「これはゴフマンの言う『発声体』として機能していることになる」(236) ことだと論じている。

これを法廷通訳の状況で考えると、法廷通訳人は「話し手」にも「聞き手」にもなる。または、「直接話しかけられる聞き手」にもなり、「話しかけられていない聞き手」にもなる。さらに、通訳人は音を伝達する「発声体」でもあり、二言語間の中で言葉を選択して発話を作る「作者」でもある。加えて、外国人被告人の発した外国語は正式の記録には残らず、あくまで通訳人の話した日本語だけが正式文書に残ることを考えると、通訳人は発せられた言葉に責任を持つ「本人」にもなるのである。

Hale (2004) も、「非英語話者を英語話者と出来るだけ同じ状況に置くことが、通訳翻訳人の役割である。」(9) とする。そして、「聞き手である非英語話者が通訳された内容を英語と同じ様に理解し、反応できるように、通訳翻訳人は語られた内容を語られたままに真似するのだ。」と述べている。法廷通訳人は、まさに Goffman の言う「発声体」であり「本人」でもあるわけだ。

Hale はオーストラリアで研究を行っているため non-English speaker (非英語話者) を例としているが、これを非日本語話者に置き換えれば、日本でも同じことが言えるだろう。つまり、非日本語話者を日本語話者と同じ状況に出来るだけ近づけるようにすることが、通訳人の役割であるということだ。

このように法廷通訳人は、参与フレームワークの中でフッティングを刻々と変えていく。通訳人は、全発話者の発言を聞き、即座にそれを他言語で聞き手に伝える話し手となる。すなわち通訳人は、全法廷参与者の立場に立って、話し手にもなり聞き手にもならなければならないのである。

3.2 コミュニケーション調整理論

Gallois, Ogay & Giles (2005) のコミュニケーション調整理論 (Communication Accommodation Theory-CAT) によると、「コミュニケーションは社会歴史的コンテキストの中で生じ、そこには発話者と受容者のグループが存在し、コミュニケーションから受ける影響は全く異なる参与者が一堂に会している状態」(136) であると定義されている。この状況が現実化されている状況はまさに法廷である。しかし、外国人が被告人の法廷では、全参与者が同じ言語を使用しているわけではないため、談話の理解や受容には法廷通訳人が関与することになる。つまり、談話参与者による発話のコンテキストの受容に対し、間接的に影響を与えるのは法廷通訳人になる。また同様に、Gallois, Ogay & Giles (2005) は「調整とは、談話参加者がお互い好ましい距離にあるのか、もしくは敵対するような立場にあるのかを明らかにすることであり、言語以外の意図も通してコミュニケーションを規制するプロセス」(137) であるとしている。

外国人が被告人である法廷では、全員に共通する言語がない。よって、談話の理解・受容には通訳人が必要であるがゆえに、コミュニケーションを調整するのもやはり通訳人なのである。

加えて、Hale (2007) は、参与フレームワークが通訳人に与える影響として、「参与者の行為、例えば、座席位置、アイコンタクトや発話順、2人以上が同時に話したりすることなどの外的（物理的）環境」(145) も挙げている。

3.3 参与フレームワークと法廷通訳人—日米比較

ここでは、法廷通訳人の外的（物理的）環境を、実例から検討してみる。例えば法廷内での法廷通訳人の位置を見ていると、現在、日本の法廷では通訳人の安全を維持するためという理由から、被告人や証人から離れて位置するよう求める裁判所がある。裁判官および裁判所にもよるが、特に中部地方以东の地域では書記官の隣に位置するよう求められることが多い¹。

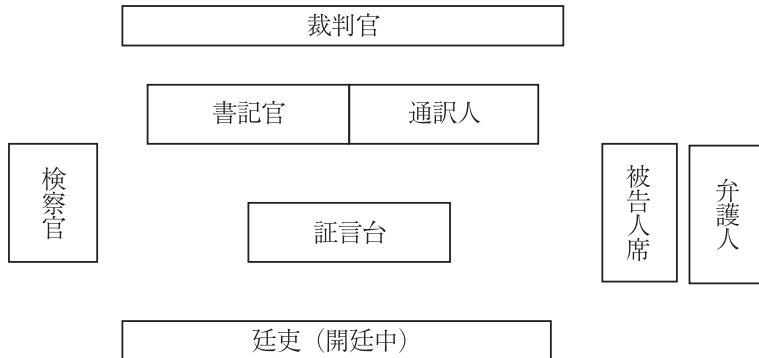


図1. 日本国内の法廷内レイアウト（裁判員制度対象外裁判）

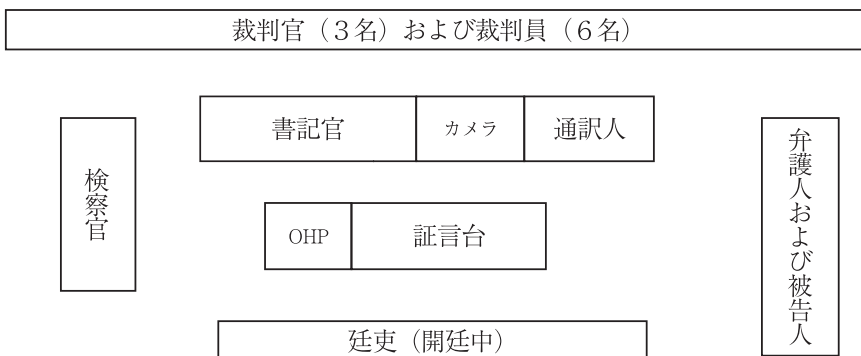


図2. 日本国内の法廷内レイアウト（裁判員裁判）

注：法廷レイアウトによっては、検察官と弁護人および被告人の位置が逆の場合もある。

翻って、アメリカは州毎に法律が異なるものの、例としてアラバマ州を見ると、*Alabama's Unified Judicial System Policies and Procedures for Foreign Language Interpreters* (September 2008:11) には、このように記載されている。

法廷内位置：通訳人が法廷内のどの位置においても通訳用の音響設備を使用しない限り、非英語話者に対して同時通訳を行う通訳人は、弁護人側に着席しなければならない。非英語話者証人の証言を逐次通訳する場合は、通訳人は証人に近い位置でなければならない。しかしその場合でも、裁判官、弁護人、陪審員が証人を見ることが出来るようにしなければならない。通訳人は、裁判官、弁護人、陪審員、法廷記録人が聞いて理解できるように、証人の証言を通訳しなければならない。また、通訳人は審議中、出来る限り目立たないようにしなければならない。

つまり、法廷通訳人は弁護人同様に被告人の近くに座る。また証人が登場する場合には、証人の近くに座るなど、その法廷で外国語話者となる存在の近くに座ることが規定されている。すなわち、アメリカの法廷は、日本とは逆に外国語話者の立場に寄り添った形式で行われている。実際にアラバマ州での公判は、以下のようなレイアウトだった。

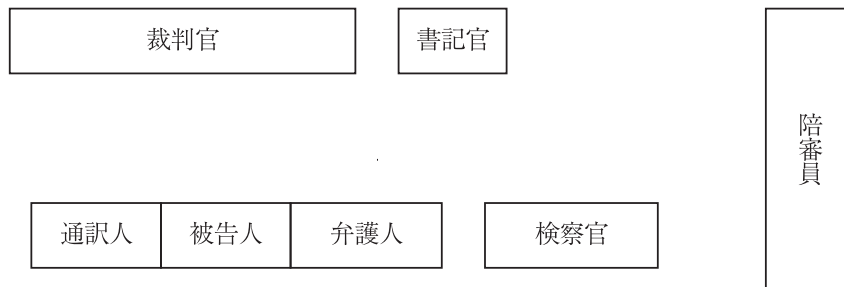


図3. State of Alabama (City of Montgomery) (アラバマ州モンゴメリー市)での法廷レイアウト
(作図は筆者によるもの) (2009年8月モンゴメリー市裁判所での刑事事件一審)

その他、前述のシンポジウムで明らかにされた情報、加えてアメリカで法廷通訳人経験のある武田珂代子・立教大学大学院教授講演 (2012年12月8日) によると、カリフォルニア州などでも、この法廷レイアウトは同様である。但し、裁判官の指示で被告人の隣に着席するように求められることが通常で、明確に文書化されているものではない。

法廷という閉鎖空間であり、裁判官の裁量による決定事項が多いため、明示化・文書化されていないことから、現状では統計や論拠となるものが少ない。よって限られた情報内で日米の

状況を比較してみると、現在の日本の法廷レイアウトでは、通訳人は中立ではなく裁判所寄りの立場と受け止められるところに位置している。もちろん保安上の問題から、被告人から離れたところに位置すべきだという裁判所の認識は一理あるが、被告人にとって通訳人は中立の存在ではなく、むしろ自分と対峙する存在と受け止められ信頼が得られない可能性も否定できない。

このように、法廷通訳人は正確性・公平性・中立性を維持しつつ、日本の法廷のように権威側に与していると思われる可能性の高い物理的環境においても、複数のクライアントの「聞き手」でありつつ、同時に「話し手」となり、またクライアントが変わる度にフッティングを変更し、「話し手」の談話を他言語で伝える「本人」にもなるという大きな役割を担わなければならない。

3.4 ゲートキーパーとしての法廷通訳人

日本に限らず司法の場では、法廷参与者という支配的文化・言語の体现者に対する外国人被告人という被支配的文化・言語の体现者という支配・被支配の構図が最初から存在し、この状況が覆ることはない。最初から権力構造が付きまとうこの状況を、Fairclough (1989/2001) は権力側と非権力側が存在する職場面接などを例に挙げ、「ゲートキーピング」、もしくは「ゲートキーパー的出会い」と呼んでいる (40)。

通訳におけるゲートキーパー的役割については、Wadensjö (1998) も言及している。まず、「通訳者は特定のサービスを提供し、同様にある種の『コントロール』も実施している。サービスとコントロールの間に明らかに存在する潜在的摩擦によって、制度的コミュニケーションにおけるジレンマを時折表面化する」(68-69) のである。従って、「通訳を介した会話においてどのように文化・言語差と権力の有無がコミュニケーションに影響を与えるのかを、さらに検証する必要がある」(69) としている。

ところが、現在のところ、日本では法廷通訳人の役割についての認識が低く、裁判所をはじめとする法廷参与者においても、依然として「単語の置き換えマシン」や「ブラックボックス」と見なされていることが多い。いわんや、通訳人による言語・談話と権力の関係、その物理的スタンスやコミュニケーションに与える影響（ゲートキーパー的役割）についての認識は、殆どされていない。

4. 今後の課題

世界はいまやグローバル化の只中にある。しかし、世界のグローバル化は人間に恩恵だけをもたらしているわけではなく、グローバル化で傷つく存在もいる。母国以外で犯罪に関わり裁

きを受ける人々がその一例であり、日本では、彼らは「日本の司法制度によって何らかの法律違反を疑われる者」であると言える。その彼らと日本の司法の間に立って、メッセージ伝達を請け負うのが法廷通訳人である。

法廷通訳人は、裁判所から指名を受け、通訳の任を請け負っているものであり、司法の観点から見れば、各々の話者の談話全てを日本語－当該外国語間の双方向に正確に、そして中立の立場で訳出し、どの側にも立つものではない。しかし、前述のように、通訳人はコンピューターのような通訳マシンや裁判所に備え付けの機械のような扱いをされており、その役割や立場に対する認識と理解は依然として不十分である。例えば、日本の現行公判では、裁判員制度の場合は集中審理のため通訳人は基本的に2人になるが、裁判員裁判に当たらない法廷に配置される通訳人は1人である。発話者が変わる毎に通訳人はそのフットイングを変え、発話者の意図や戦略を受けた上で、日本語から当該外国語、もしくは外国語から日本語に訳出するという双方向の通訳を1人で全て担わなければならない。

Berk-Seligson は、外国語話者の証人尋問通訳では、非権力側である外国語話者に寄り添う形が良い通訳とする。この考え方によれば、日本語だけが権威主体の言語である日本の法廷では、外国語を理解する法廷通訳人は、ともすれば外国語話者の被告人や証人の唯一の味方のように考えられる可能性がある。だが反対に、通訳人は裁判官の前（書記官の横）に座し、被告人・証人と対面する位置になるという物理的条件から、通訳人が日本人（日本語話者）であれば、被告人・証人からは、通訳人もどちらかといえば権威主体の側に立っていると理解されるかもしれない。

さらに日本では、被告人が暴れる、また通訳人に危害を加える可能性があるという観点から、法廷通訳人が被告人と近い位置もしくは隣に位置することを禁じている裁判所が多い。この決定も全て裁判官・裁判所の裁量によるため、正確な統計や文書は存在しない。裁判官が決定すれば、法廷通訳人は中立とはいえ、座席が裁判官の前および書記官と並びで位置することが多いため、法廷内の位置関係から見ると中立というよりもむしろ裁く側に近い存在と見える可能性が高く、現実には被告人から「通訳人は中立の立場ではないのか」という疑問が出ることもある²。だが、通訳人は日本人の法廷参与者側に与してはいない。通訳人の安全を保障するという意味から、物理的に裁判官に近いところに位置することもあるだけで、言語的にも裁判所寄りということでもない。

ところが前述のように、通訳人はあくまで外部者であり、検察官・弁護士と異なり法律の専門家ではないという意味でアマチュアという扱いをされている。通訳人は正確・公正・誠実であることを期待されつつ、一方では外部者・アマチュアという扱いをされ、情報開示もされず背景知識不足のまま法廷に臨まなければならないのが現実である。それでありながら、Berk-Seligsonによれば、「法廷通訳人は、審議過程において大いに目に見える参与者」(97)なのであ

る。つまり、司法側からは中立を維持するよう求められる一方で、被疑者からは権威者側に見える可能性が高いという、まさに「目に見える参加者」としてのスタンスがクライアントによって大きく異なるという状況下にある。

したがって、日本の法廷において法廷通訳人の訳出が本当に信を得るものとなるには、Berk-Seligson の論じるように、被疑者に寄り添うべきなのか、それとも現行のように、中立でありながら 1 人で全てを背負うという参与フレームワークの中でフッティングを変化させるという過酷な役割を引き受け、さらに権威側に与していると思われる位置で、外国人被疑者と対峙する可能性をはらんだ状況で通訳を行うべきなのか、あらゆる方面からの検討が必要だろう。

しかし、これらの課題解決には法曹関係者の理解や協力が欠かせず、司法通訳人の自助努力だけでは解決出来ないのが現状である。

筆者は、研究者および実践者として、司法通訳人の活動に貢献できるよう、今後も研究を継続し、あらゆる観点から法曹関係者に更なる提言を行いたい。

注

1. 「多い」としたのは、通訳人の物理的位置は公判毎の裁判官や裁判所の裁量によって決定され、通訳人シンポジウムでの情報交換などで明らかにされたもので、明確な指針や統計は存在しないからである。
2. この情報も、法廷通訳人シンポジウムや研修会で得たものであり、実際に公判中や接見時に被告人から質問が出ることがある。しかし、現状では被告人対象のアンケート実施は不可能であり、正確な統計を得ることも不可能である。

引用文献

- 石井敏・岡部朗一・久米昭元『異文化コミュニケーション入門（改訂版）』有斐閣、1996年。
セレスコヴィッチ、ダニツァ（ベルジェロ伊藤宏美訳）『会議通訳者』研究社、2009年。
鳥飼玖美子「通訳における異文化コミュニケーション学」井出祥子・平賀正子編『異文化とコミュニケーション』ひつじ書房、2005年。
鳥飼玖美子『通訳者と戦後日米外交』みすず書房、2007年。
鳥飼玖美子「はじめに」津田守編・日本通訳翻訳学会監修『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会、2008年。

- Angelelli, Claudia (2003) "The Interpersonal Role of the Interpreter in Cross-Cultural Communication – A Survey of Conference, Court and Medical Interpreters in the US, Canada and Mexico," In Brunette, Bastin, Hemlin and Clarke (Eds.) *The Critical Link 3*, John Benjamins, Amsterdam/Philadelphia.
- Berk-Seligson, Susan (1992/2000) *The Bilingual Courtroom*, University of Chicago Press, Chicago.
- Chesher, Terry, Helen Slatyer, Vadim Doubine, Lia Jaric and Rosy Lazzari (2003) "Community-Based Interpreting – 'The Interpreters' Perspective," Brunette, Bastin, Hemlin and Clarke (eds.). *The Critical Link 3*, John Benjamins, Amsterdam/Philadelphia.
- Cobb, Sue Bell and Callie T. Dietz (2008) *Alabama's Unified Judicial System Policies and Procedures for Foreign Language Interpreters*, Supreme Court of Alabama, State of Alabama.
- Fairclough, Norman (1989/2001) *Language and Power* (2nd edition), Longman, Harlow.
- Gallois, Cindy, Tania Ogay and Howard Giles (2005) "Communication Accommodation Theory: A Look Back and a Look Ahead," W. B. Gudykunst, (ed.). *Theorizing about Intercultural Communication*, Sage Publications, Thousand Oaks.
- Goffman, Erving (1981) *Forms of Talk*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia.
- Hale, Sandra Beatriz (2004) *The Discourse of Court Interpreting*, John Benjamins, Amsterdam.
- _____ (2007) *Community Interpreting*, Palgrave, New York.
- Hatim, Basil and Ian Mason (1990) *Discourse and the Translator*, Longman, Harlow.
- Wadensjö, Cecilia (1998) *Interpreting as Interaction*, Longman, London.

(もうり・まさこ 外国語学部講師)